

気象予報警報等の発令時における保育について

気象予報警報が発令されたときのこども園での対応の仕方について、園児の安全を図るため下記の要領により対処させていただきます。

つきましては、この趣旨をご理解いただきまして、ご協力よろしくお願い申し上げます。

警報（暴風、大雨、洪水等）が奈良市に発令されたとき

認定区分	対 応 内 容
1号認定児	(1) 午前7時現在、警報が発令されている時は臨時休業となります。 (2) 警報発令が登園後である場合 保護者の方は、速やかにお子様を迎えに来てください。(※各家庭には連絡しませんので、テレビやラジオ等の気象報道に注意してください。) (3) 警報の発令で臨時休業になった場合でも、保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は、一時預かりを実施します。事前に電話等で申し出てください。9時～14時以外の時間を利用される場合、利用料が必要となります
2, 3号認定児 (1号認定児の一時預かり利用児を含む)	(1) 警報発令が登園前である場合 原則として家庭で保育されますようお願いいたします。 (2) 警報発令が登園後である場合 保護者のご都合により家庭保育が困難な場合は、保育を実施いたします。但し、園児の安全確保のため、状況を見て園から連絡した場合は、迎えに来てくださいますようお願いいたします。 ☆ 警報が解除されたとき 保育を開始いたします。登園には、付近の状況を十分に判断し、<u>登園される場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。</u>